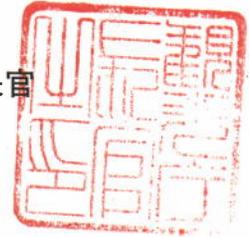


観産第133号
平成24年6月29日

都道府県知事 殿

観光庁長官



旅行業法施行規則第10条第10号の規定に基づき観光庁長官が定める
旅行業務取扱管理者の職務について

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に今夏の高客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の2第1項に基づき、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第10条に旅行業務取扱管理者の職務が規定されているところ、上記決定の趣旨を踏まえ、旅行業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第68号）において、同条に第10号として、「前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項」を追加しました（6月29日公布、7月1日施行）。

この規定に基づく観光庁長官が定める旅行業務取扱管理者の職務について、別添の内容としましたので、通知します。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（社）全国旅行業協会会長、高速ツアーバス連絡協議会会長に対し、周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行者、第3種旅行者及び旅行者代理業者に対して周知徹底するとともに、高速ツアーバスの運行の安全確保に万全を期すよう、ご指導方お願いいたします。

(別添)

旅行業法施行規則第10条第10号に基づき観光庁長官が定める
旅行業務取扱管理者の職務

旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第10条第10号の規定に基づき、旅行業務取扱管理者の職務として観光庁長官が定める事項について次のとおり定め、平成24年7月1日から適用する。

旅行業法施行規則第10条第10号に基づき観光庁長官が定める旅行業務取扱管理者（貸切バス事業者を利用した企画旅行を企画・実施する場合に、旅行に関する計画の作成及び企画旅行の円滑な実施のための措置を行う営業所の旅行業務取扱管理者として選任された者に限る。）の職務は、次に掲げるものとする。

1. 旅行の安全を確保するため、貸切バス事業者の安全の確保に関する取組みについて把握し、必要な場合には改善又は是正を求めること。
2. 旅行の安全に関する各種法令・通達や安全性向上に資する取組み等について、貸切バス事業者との間で必要に応じて情報共有等を図ること。